

委員会の所掌事務、権限等について

平成 19 年 6 月 25 日
総務省行政評価局行政相談課

【総理指示】

年金記録の確認について、ご本人の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とする第三者委員会を総務省に設置をしていただきたい。

この第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の信頼を回復するよう努めていくことが必要である。

今後官房長官とも相談しながら、早急に準備を進めていただきたい。

「年金記録確認第三者委員会」について（概要）

1 趣旨

年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため、総務省に年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置する。

2 役割

年金記録の確認について、社会保険庁側に記録がなく、御本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、御本人の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とする。

3 第三者委員会の設置

(1) 設置形態

第三者委員会は、政令に基づき置かれる合議制の機関。委員は、非常勤の国家公務員とし、専門性及び識見の高い法曹関係者、学識経験者、年金実務に精通した者（社会保険労務士、税理士、市町村住民行政関係者等）、その他の有識者等から任命

→「総務省組織令の一部を改正する政令」、「年金記録確認第三者委員会令」（6月19日閣議決定、6月22日施行）

(2) 委員会の構成

第三者委員会は、中央（年金記録確認中央第三者委員会。以下「中央委員会」という。）と地方（年金記録確認地方第三者委員会。以下「地方委員会」という。）に設置

4 中央委員会

(1) 設置場所

総務省本省

(2) 役割

- ① 年金記録に係る苦情あっせんに関する基本方針の策定
- ② あっせんを行うに際しての先例となるような苦情あっせん案の作成（個別苦情事案への対応）

(3) 構成

委員は 30 人以内とし、当面、別紙の 10 人の委員で構成

5 地方委員会

(1) 設置場所

各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所に設置（全国 50 か所、都道府県庁所在地等）

(2) 役割

苦情あっせん案の作成（個別苦情事案への対応）

(3) 構成

委員は 10 人以内とし、事案数により柔軟に対応

総務省組織令の一部を改正する政令

年金記録確認第三者委員会令

<スケジュール>

6月19日（火）閣議決定

6月22日（金）公布・施行

<政令の主な内容>

○当分の間、本省に、年金記録確認中央第三者委員会を置く

〈事務〉

- ・ 総務大臣の求めに応じ、厚生年金保険法第28条又は国民年金法第14条の規定による業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに当たつての基本方針その他年金記録に係る苦情のあつせんに関する重要事項を審議
- ・ 総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあつせんであつて他の年金記録に係る苦情のあつせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が策定した基本方針に基づき、あつせん案を作成

※委員:30人以内

○当分の間、各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所に、それぞれ年金記録確認地方第三者委員会を置く

〈事務〉

- ・ 総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあつせんに関する調査を行い、当該調査結果及び基本方針に基づき、あつせん案を作成

※委員:10人以内

総務省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 改正内容

- 一 年金記録確認中央第三者委員会の庶務に関することを行政評価局行政相談課の所掌事務の特例とすること。(附則第十一条の二関係)
- 二 当分の間、本省に、年金記録確認中央第三者委員会を置くこと。(附則第十七条関係)
- 三 当分の間、各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所に、それぞれ年金記録確認地方第三者委員会を置くこと。(附則第十八条関係)

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。 (附則関係)

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。
総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（行政評価局の所掌事務の特例）

第三条の二 行政評価局は、第六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、年金記録確認中央第三者委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

（行政評価局行政相談課の所掌事務の特例）

第十一条の二 行政評価局行政相談課は、第四十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、年金記録確認中央第三者委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

附則に次の二条を加える。

（年金記録確認中央第三者委員会）

第十七条 当分の間、本省に、年金記録確認中央第三者委員会（以下この条において「中央委員会」という。）を置く。

2 中央委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の求めに応じ、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十八条又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条の規定による業務に関する苦情の申出についての必要なあつせん（以下「年金記録に係る苦情のあつせん」という。）に当たつての基本方針その他年金記録に係る苦情のあつせんに関する重要事項を調査審議すること。

二 総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあつせんであつて他の年金記録に係る苦情のあつせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が前号の中央委員会の調査審議の結果に従つて策定した基本方針（次条第三項において「基本方針」という。）に基づき、あつせん案を作成すること。

3 前項に定めるもののほか、中央委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令（平

成十九年政令第 号)の定めるところによる。

(年金記録確認地方第三者委員会)

第十八条 当分の間、各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所に、それぞれ一の年金記録確認地方第三者委員会(以下この条において「地方委員会」という。)を置く。

2 前項の規定にかかわらず、北海道管区行政評価局に置かれる地方委員会の数は、四とする。

3 地方委員会は、総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあつせんに関する調査を行い、当該調査の結果及び基本方針に基づき、あつせん案を作成する。

4 前項に定めるもののほか、地方委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令の定めるところによる。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

厚生年金保険及び国民年金の被保険者に係る記録に関する苦情について適切に対応することが当面の重要な課題となっていることにかんがみ、各行政機関の業務等に関する苦情の申出に対する必要なあつせんを所掌している総務省に、当分の間、年金記録確認第三者委員会を置く必要があるからである。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（人事・恩給局の所掌事務の特例）</p> <p>第三条 人事・恩給局は、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（行政評価局の所掌事務の特例）</p> <p>第三条の二 行政評価局は、第六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、年金記録確認中央第三者委員会の庶務に関する事務をつかさどる。</p> <p>（人事・恩給局に置く参事官の職務についての読替え）</p> <p>第十一条 人事・恩給局に置く参事官の職務については、当分の間、第三十五条中「前条まで」とあるのは、「前条まで並びに附則第九条から第十一条まで」とする。</p> <p>（行政評価局行政相談課の所掌事務の特例）</p> <p>第十一条の二 行政評価局行政相談課は、第四十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、年金記録確認中央第三者委員会の庶務に関する事務をつかさどる。</p> <p>（年金記録確認中央第三者委員会）</p> <p>第十七条 当分の間、本省に、年金記録確認中央第三者委員会（以下この条において「中央委員会」という。）を置く。</p> <p>2 中央委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 総務大臣の求めに応じ、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百一十五号）第二十八条又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条の規定による業務に関する苦情の申出についての必要なあつせん（以下「年金記録に係る苦情のあつせん」という。）に当たつての基本方針その他年金記録に係る苦情のあつせんに関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあつせんであつて他の年金記録に係る苦情のあつせんを行うに際しての先例となつて認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が前号の中央委員会の調査審議の結果に従つて策定した基本方針（次条第三項において「基本方針」という。）に基づき、あつせん案を作成すること。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、中央委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令（平成十九年政令第 号）の定めるところによる。</p> <p>（年金記録確認地方第三者委員会）</p> <p>第十八条 当分の間、各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所、それぞれ一の年金記録確認地方第三者委員会（以下この条において「地方委員会」という。）を置く。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、北海道管区行政評価局に置かれる地方委員会の数は、四とする。</p> <p>3 地方委員会は、総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあつせんに関する調査を行い、当該調査の結果及び基本方針に基づき、あつせん案を作成する。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、地方委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令の定めるところによる。</p>	<p>附 則</p> <p>（人事・恩給局の所掌事務の特例）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（人事・恩給局に置く参事官の職務についての読替え）</p> <p>第十一条 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）
（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（行政評価局の所掌事務）

第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政策評価（国家行政組織法第二条第二項及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。
- 二 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
- 三 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。
- 四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
 - イ 独立行政法人の業務（第二号の規定による評価に関連する場合に限る。）
 - ロ 前条第八号に規定する法人の業務
 - ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務
 - ニ 国の委任又は補助に係る業務
- 五 行政評価等に関連して、前号二の規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関する調査を行うこと。
- 六 各行政機関の業務、第四号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。
- 七 行政相談委員に関すること。
- 八 政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。

第四十二条 行政相談課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 各行政機関の業務、第六条第四号に規定する業務及び同条第五号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。
- 二 行政相談委員に関すること。

○厚生年金保険法（平成二十九年法律第百十五号）（抄）

（記録）

第二十八条 社会保険庁長官は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

○国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）

（国民年金原簿）

第十四条 社会保険庁長官は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

年金記録確認第三者委員会令案要綱

第一 年金記録確認第三者委員会

- 一 年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央委員会」という。）は、委員三十人以内で、年金記録確認地方第三者委員会は委員十人以内で組織すること。（第一条関係）
- 二 中央委員会に部会を置くことができることとする。 （第五条関係）
- 三 その他委員会の運営等に関する所要の規定を置くこと。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。 （附則関係）

年金記録確認第三者委員会令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

- 1 第一条 年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央委員会」という。）は、委員三十人以内で組織する。
- 2 年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方委員会」という。）は、委員十人以内で組織する。
- 3 中央委員会及び地方委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 4 中央委員会及び地方委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

- 1 第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

（委員の任期等）

- 1 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長）

第四条 中央委員会及び地方委員会に、それぞれ、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、それぞれ、中央委員会又は地方委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第五条 中央委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 中央委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって中央委員会の議決とすることができる。

(議事)

第六条 中央委員会及び地方委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 中央委員会及び地方委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半

数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

4 委員、臨時委員及び専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(資料の提出等の要求)

第七条 中央委員会又は地方委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第八条 中央委員会の庶務は、総務省行政評価局行政相談課において処理する。

2 地方委員会の庶務は、当該地方委員会が置かれる各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局又は各行政評価事務所において処理する。

(雑則)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他中央委員会又は地方委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、委員長が中央委員会又は地方委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

総務省に置かれる年金記録確認第三者委員会に関し、その組織、運営等について定める必要があるからである。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（行政相談課の所掌事務）

第四十二条 行政相談課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 各行政機関の業務、第六条第四号に規定する業務及び同条第五号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関する事。
- 二 行政相談委員に関する事。

○厚生年金保険法（平成二十九年法律第一百五号）（抄）

（記録）

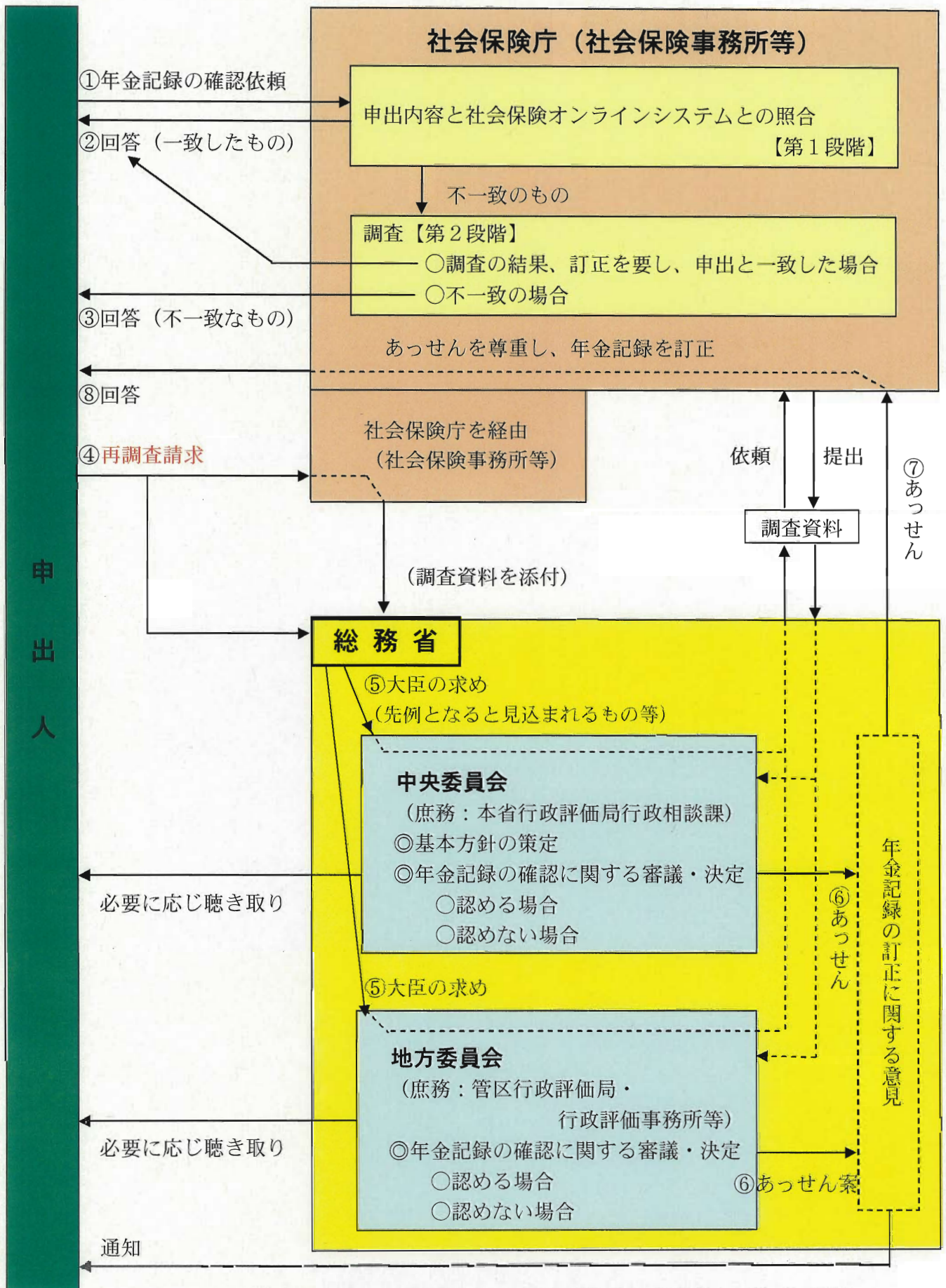
第二十八条 社会保険庁長官は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

○国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）

（国民年金原簿）

第十四条 社会保険庁長官は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

年金記録の確認に関する第三者委員会の処理フロー（案）



(注) 地方委員会が設置されるまでの間は、中央委員会が受付・処理

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）（抜粋）

（2）年金

- ・ 社会保険庁の「廃止・解体6分割」を図り、国の責任の下に、公的年金の新たな事業運営体制を構築する。
 - ・ 年金記録問題については、加入者・受給者全員が、本来受け取ることができるはずの年金を全額間違いなく受け取ることができることを旨とし、正確かつ効率的な年金事務処理体系の確立を図り、信頼を確立する。このため、上記に加え、過去の記録の全体像を踏まえ、名寄せ等の作業を効率的に進めるとともに、作業の進捗よく状況を定期的に公表する。あわせて、相談体制・広報を強化する。その際、社会保険庁の本庁及び現場の職員は、精力的に取り組む。さらに、総務省に検証委員会を設置し、年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等についての調査・検証を早急に行う。
 - i) 基礎年金番号に統合されていない約5,000万件の記録については、直ちにシステム開発等を行い、1年以内にすべての名寄せを完了した上で、同一人の可能性のある方々等との間において、年金記録の確認を行うこととし、そのためのお知らせは、現に年金を受けている方は平成20年8月までに、これから年金を受け取る方は平成21年3月までに完了する。また、現に年金を受けている方については、名寄せされた方以外についても、全員に平成21年3月までに加入履歴をお知らせする。
 - ii) 社会保険庁のマイクロフィルム記録（厚生年金の旧台帳を含む。）や市町村の記録と、オンライン記録との照合調査についても、進捗よく状況を公表しつつ、計画的に実施する。
 - iii) 現在既に自己の記録に不安や疑問がある方々には速やかに対応することとし、無料電話相談の導入、来訪相談の受付時間の延長等の相談体制の拡充を図る。
 - iv) 領収書等の証拠がない方については、総務省に設置する第三者委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う。
- なお、記録訂正に伴い年金額が増加した場合、既に年金を受給している方については、消滅時効が完成していても支払い、今後年金を受給する方については、自動的に時効消滅させないこととし、正しい年金額を速やかに全額支給できるようにする必要がある。
- ・ コンピュータシステムの刷新や新たな年金記録管理システムの構築を図る。
 - ・ 平成20年度から、これから年金を受け取る加入者すべてに対し、保険料納付実績や年金額の見込みを定期的に通知する「ねんきん定期便」を送付するなど、国民に対する年金情報の提供を強力に推進する。
 - ・ 被用者年金制度の一元化やパート労働者への社会保険の適用拡大を実現する。
 - ・ 基礎年金国庫負担割合については、「平成16年改正法に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げる。